

「イソブチルアミン」「イソプロピルアミン」「*sec*-ブチルアミン」「プロピルアミン」「ヘキシルアミン」「ペンチルアミン」「2-メチルブチルアミン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

以下の食品添加物について、指定及び規格基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24号第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼添加物の概要は、別添1のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定について検討することとしている。

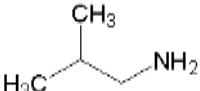
1. イソブチルアミン
2. イソプロピルアミン
3. *sec*-ブチルアミン
4. プロピルアミン
5. ヘキシルアミン
6. ペンチルアミン
7. 2-メチルブチルアミン

イソブチルアミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年11月27日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソブチルアミン (IUPAC 名 : 2-Methylpropan-1-amine)	
構造式等	構造式 :  (CAS 番号 : 78-81-9)	
用途	香料	
成分概要	きのこ、ココア、コーヒー等に含まれている成分である。	
日本における使用状況	指定されていない。	
使用基準 (案)	イソブチルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA	安全性の懸念なし (JECFA : 2009、EFSA : 2015)
	国際規格	あり
	使用状況	欧州、米国 : 香料として使用が認められており、焼き菓子、アイシング、スナック菓子、チーズ、乳製品、果実加工品等に使用されている。
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : F A O / W H O 合同食品添加物専門家会会議

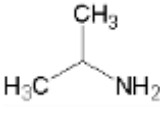
EFSA : 欧州食品安全機関

イソプロピルアミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年11月27日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価対象物質の概要

名称	イソプロピルアミン (IUPAC 名 : Propan-2-amine)	
構造式等	構造式 :  (CAS 番号 : 75-31-0)	
用途	香料	
成分概要	にんじん、とうもろこし、豚肉等に含まれている成分である。	
日本における使用状況	指定されていない。	
使用基準 (案)	イソプロピルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA	安全性の懸念なし (JECFA : 2009、EFSA : 2015)
	国際規格	あり
	使用状況	欧州、米国において香料として使用が認められており、焼き菓子、アイシング、スナック菓子、チーズ、乳製品、果実加工品等に使用されている。
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : F A O / W H O 合同食品添加物専門家会合

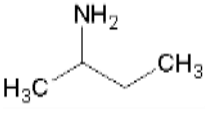
EFSA : 欧州食品安全機関

sec-ブチルアミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年11月27日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	sec-ブチルアミン (IUPAC名 : Butan-2-amine)	
構造式等	構造式 :  (CAS 番号 : 13592-84-6)	
用途	香料	
成分概要	ビール、チーズ、ココア等に含まれている成分である。	
日本における使用状況	指定されていない。	
使用基準 (案)	sec-ブチルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA	安全性の懸念なし (JECFA : 2009、EFSA : 2015)
	国際規格	あり
	使用状況	欧州、米国において香料として使用が認められており、焼き菓子、アイシング、スナック菓子、チーズ、乳製品、果実加工品等に使用されている。
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : F A O / W H O 合同食品添加物専門家会合会議

EFSA : 欧州食品安全機関

プロピルアミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年11月27日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロピルアミン (IUPAC 名 : Propan-1-amine)	
構造式等	構造式 : $\text{H}_3\text{C}-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{NH}_2$ (CAS 番号 : 107-10-8)	
用途	香料	
成分概要	紅茶、チーズ、きのこ等に含まれている成分である。	
日本における使用状況	指定されていない	
使用基準 (案)	プロピルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA	安全性の懸念なし (JECFA : 2009、EFSA : 2015)
	国際規格	あり
	使用状況	欧州、米国において香料として使用が認められており、焼き菓子、アイシング、スナック菓子、チーズ、乳製品、果実加工品等に使用されている。
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : F A O / W H O 合同食品添加物専門家会合


EFSA : 欧州食品安全機関

ヘキシルアミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年11月27日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ヘキシルアミン (IUPAC 名 : hexan-1-amine)	
構造式等	構造式 :  (CAS 番号 : 111-26-2)	
用途	香料	
成分概要	リンゴ、ビール、チーズ等に含まれている成分である。	
日本における使用状況	指定されていない。	
使用基準 (案)	ヘキシルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA	安全性の懸念なし (JECFA : 2009、EFSA : 2015)
	国際規格	あり
	使用状況	欧州、米国において香料として使用が認められており、焼き菓子、アイシング、スナック菓子、チーズ、乳製品、果実加工品等に使用されている。
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : F A O / W H O 合同食品添加物専門家会合

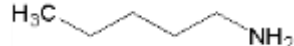
EFSA : 欧州食品安全機関

ペンチルアミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年11月27日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ペンチルアミン (IUPAC 名 : Pentan-1-amine)	
構造式等	構造式 :  (CAS 番号 : 110-58-7)	
用途	香料	
成分概要	コーヒー、ハツカダイコン、カリフラワー等に含まれている成分である。	
日本における使用状況	指定されていない。	
使用基準 (案)	ペンチルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA	安全性の懸念なし (JECFA : 2009、EFSA : 2015)
	国際規格	あり
	使用状況	欧州、米国において香料として使用が認められており、焼き菓子、アイシング、スナック菓子、チーズ、乳製品、果実加工品等に使用されている。
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : F A O / W H O 合同食品添加物専門家会合

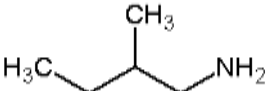
EFSA : 欧州食品安全機関

2-メチルブチルアミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年11月27日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	2-メチルブチルアミン (IUPAC名: 2-Methylbutan-1-amine)	
構造式等	構造式:  (CAS番号: 96-15-1)	
用途	香料	
成分概要	チーズ、ココア、ブドウ等に含まれている成分である。	
日本における使用状況	指定されていない。	
使用基準 (案)	2-メチルブチルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。	
国際機関、海外での状況等	JECFA、EFSA	安全性の懸念なし (JECFA: 2009、EFSA: 2015)
	国際規格	あり
	使用状況	欧州、米国において香料として使用が認められており、焼き菓子、アイシング、スナック菓子、チーズ、乳製品、果実加工品等に使用されている。
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: F A O / W H O 合同食品添加物専門家会合

EFSA: 欧州食品安全機関